

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年9月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第33号

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飯塚市消防団員等公務災害補償条例(平成18年飯塚市条例第220号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(葬祭補償) 第18条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として <u>33万円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として <u>31万5,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の飯塚市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、令和8年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた飯塚市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償(以下「葬祭補償」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の飯塚市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの(その額が66万円未満であるものに限る。)の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。